

University Academic Repository

A Consideration of Country-by-Country Comparison of Lease Accounting

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2002-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Inoue, Yukitada メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/51

リース会計の国際比較に関する一考察

井 上 行 忠

〈要 約〉

本稿は、日本の「リース会計基準」に影響を与えた I A S 17 号、F A S 13 号、S S A P 21 号の会計基準と、我が国の「リース会計基準」について、ファイナンス・リースにおける賃借人の立場から、国際比較・考察を行ったものである。我が国の「リース会計基準」設定の背景には、国際的調和が求められていた。したがって「リース会計基準」では、ファイナンス・リースについて、売買処理を要求することにより、貸借対照表にオン・バランス化することを原則とするなど、形式的では調和化が図られているといえる。しかし、実務に適用するためのすり合わせがおこなわれ、所有権移転外ファイナンス・リースについて、資産化（売買）処理を原則としながらも、賃貸借処理が例外的処理として認めている等の緩和措置がとられている。

〈キーワード〉

所有権移転（移転外）ファイナンス・リース、所有権移転（移転外）オペレーティング・リース、資産化（売買）処理、賃貸借処理

I はじめに

我が国におけるリース取引に関する会計基準は、平成 5 年 6 月 17 日に企業会計審議会から、「リース取引に係る会計基準」（以下、「リース会計基準」と略す）が公表され、それを受けて平成 6 年 2 月 10 日に、公認会計士協会から、「リースの会計処理および開示に関する実務指針」（以下、「実務指針」と略す）が公表された。「リース会計基準」が設定されるに至った背景としては、設備調達の新しい方法としてリース取引が導入されて以来、すでに 30 年が経過し、リース取引の契約額が増大し、民間設備投資額に占める割合が平成 3 年度において 7.76 % に達したこと、また、我が国の会計実務においては、売買取引とみられるようなリース取引についてもすべて、賃貸借取引として処理されていたことがあげられる（リース会計基準の設定について一）。

また、リース取引が、たとえ法形式的には賃貸借取引であっても、経済的・実質的には売買であるとみなされるようなリース取引について、賃貸借取引として処理することは、リース取引の実態を財務諸表に的確に反映することができないため、会計処理および会計報告に関する総合的な見直しと、公正妥当な会計基準の設定が各方面から望まれていた¹⁾。

国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee—以下、I A S C と略す）²⁾ は、1982 年 9 月に国際会計基準第 17 号「リースの会計処理」（International Accounting Standard

No.17: Accounting for Leases—以下、旧 I A S 17 号と略す) を公表し、その後 1997 年 12 月に国際会計基準改訂第 17 号「リース」(International Accounting Standard No.17: Leases—以下、I A S 17 号と略す) を公表し、リース会計の国際的基準を示した。I A S 17 号は、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board—以下、F A S B と略す) により、1976 年 11 月に公表された財務会計基準書第 13 号「リース会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.13、Accounting for Leases—以下、F A S 13 号と略す) を範としているといわれ、リースの定義、リース資産の価額算定方法、減価償却方法等に関して類似性が見られる。I A S 17 号の公表後、イギリスでは、1984 年 8 月に会計基準委員会 (Accounting Standards Committee—以下、A S C と略す) により、会計基準書第 21 号「リースおよび買取選択権付契約の会計」(Statement of Standard Accounting Practice No.21、Accounting for Leases and Hire Purchase Contracts—以下、S S A P 21 号と略す) が公表された。F A S 13 号と S S A P 21 号には、リース会計の基本的部分である、リース範囲、リース資産の本質等に相違があり、リース会計基準の国際的調和の困難性を示している。

我が国でも会計基準の国際的調和の観点から、「リース会計基準」の設定が求められてきていたことも、基準設定の重要な背景の一つであったといえよう。したがって、「リース会計基準」では、ファイナンス・リースについて、売買処理を要求することにより、貸借対照表にオン・バランス化することを原則とするなど、形式的では調和化が図られているといえる。しかし、実務に適用するためのすり合わせがおこなわれ、賃貸借処理の容認をはじめ、開示の省略や簡略化などの運用上の緩和措置がとられている。

本稿では日本の「リース会計基準」に影響を与えた I A S 17 号、F A S 13 号、S S A P 21 号の会計基準と、我が国の「リース会計基準」について、賃借人 (借手側) の立場から国際比較・考察を行う。

II リースの定義と分類

(1) I A S C の I A S 17 号

I A S 17 号 (3 項) では、リース取引とは貸手がリース料の支払いを得て、契約期間中、資産の使用権を賃借人に移転する契約をいう。リース取引は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。

ファイナンス・リースとは、所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転するリースをいう。ここにリスクとは、リース資産の遊休また技術的陳腐化により生ずる損失の可能性および経済的諸条件の変化に起因する収益額の変動の可能性を含み、経済価値とは、当該資産の経済的耐用年数にわたる活動により収益が生じるという期待および価値評価または残存価値の実現による利得の期待であるとされる³⁾。

ファイナンス・リースとは、下記の基準を 1 つ以上満たすリースをいい、それ以外の場合が、オペレーティング・リースに該当する⁴⁾。

1. 当該リースにより、リース期間の終了までに借手に資産の所有権が移転される場合。
2. 借手が当該資産の購入選択権を与えられており、かつその購入価額が選択権の行使の日の公正価値よりもかなり低いと予想されるので、リース開始日において当該選択権の行使が合理的に確実視される場合。

3. 所有権が移転しないとしても、リース期間が当該資産の経済的耐用年数の大部分を占める場合。
4. リース開始日において最低リース料総額の現在価値が、当該リース資産の公正価値と少なくとも実質的に一致する場合。
5. リース資産が、その借手のみが大きな変更無しで使用できるような特殊な性質である場合。また、オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう⁵⁾。

(2) アメリカのFAS 13号

FAS 13号(1項)では、リース取引とは固定資産(土地・償却資産)を使用する権利を通常一定期間移転する契約として定義している。この定義は、一方の契約当事者から他の当事者に固定資産を使用する権利が移転しない役務契約は含まれず、契約者にその資産の利用、または保守に関連して発生するかなりの役務の提供が求められていても、リース契約の定義を満たすものとしている。またFAS 13号(6項)では、リースを賃借人の立場と賃貸人の立場により分類し、賃借人においてはキャピタル・リースと、オペレーティング・リースに分類し、賃貸人においては販売型リース、直接金融リース、レバレッジド・リース、オペレーティング・リースとに分類している。

キャピタル・リースとは、下記の基準を1つ以上満たすリースをいい、それ以外の場合が、オペレーティング・リースに該当する⁶⁾。

1. リース期間の終了時点で当該資産の所有権が賃借人に移転する場合。
2. 当該リースに割安購入選択権がある場合。
3. リース期間がリース資産の見積経済的耐用年数の75%以上である場合。
4. 最低リース支払額から賃貸人が支払うべき管理費用、ならびにそれらに対する利益を含む金額に相当する支払額を控除した金額のリース開始時点における現在価値が、賃貸人にとってのリース開始時点における当該資産の公正価格の90%以上になる場合。

(3) イギリスのSSAP 21号

SSAP 21号(4項)では、リース取引はある特定資産の賃貸借に関する賃貸人と賃借人の契約であり、賃貸人は、その特定資産の所有権を保有するが、定められた賃借料の支払いの対価として、合意された期間に対し当該資産の使用権を賃借人に移転するとしており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類している⁷⁾。

ファイナンス・リースとは、下記の基準を1つ以上満たすリースをいい、それ以外の場合が、オペレーティング・リースに該当する⁸⁾。

1. 資産所有に伴うすべての危険および利益を賃借人に実質的に移転する場合。
2. 現在価値がリース資産の公正価格の実質的に全部(通常90%以上)に達する場合。
3. 買取選択権付契約で金融の性格をもつ場合。

(4) 日本の「リース会計基準」

「リース会計基準」(二)によれば、リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し合意された期間(以下「リース期間」という)にわたりこれを使用収益する権利を

与え、借手は合意された使用料（以下「リース料」という）を貸手に支払う取引をいう。リース取引は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの2種類に分類される。

ファイナンス・リースとは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引であり、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引であり、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。ここに、経済的利益を享受するとは、当該物件リースを自己所有するとするならば得られると期待されるものである。また、使用に伴って生じるコストとは、当該リース物件取得価格相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストをいう（リース会計基準二1、注解1）。したがって、ファイナンス・リースとは、その経済的実体においてリース物件の賃貸借取引ではなく、売買取引と認められる取引であり、解約不能とフルペイアウトを条件とする取引であるといえることができる（実務指針二1）。

ファイナンス・リースの判定基準は、リース物件の所有権の移転の有無により、①リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引（以下「所有権移転ファイナンス・リース」という）と②リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のリース取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース」という）とに区分して判定される。

①所有権移転ファイナンス・リース

リース契約上の条件により、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引の例としては、次のようなものがある。

1. リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引。
2. リース契約上、借手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、名目的価値またはその行使時点のリース物件の価値に比して著しく有利な価値で買い取る権利（以下、「割安購入選択権」という）が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引。
3. リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により制作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引。

②所有権移転外ファイナンス・リース

下記の基準のいずれかに該当する場合には、所有権移転外ファイナンス・リースと判定される。

1. 解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下、「見積現金購入価格」という）のおおむね90パーセント以上（リース料総額の現在価値 \geq 見積現金購入価格の90%）である場合。
2. 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75パーセント以上（解約不能リース期間 \geq 経済的耐用年数の75%）である場合。ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記1.の判定結果が90パーセントを大きく下回ることが明らかな場合を除く（実務指針二2）。

他方、オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリース取引をう（リース会計基準二2）。

（5）定義・分類に関する国際比較

リースの分類については、各国ともファイナンス・リース（米国ではキャピタル・リースという）とオペレーティング・リースの二つに分類している点では一致している。しかし、「リース会計基準」は「解約不能」と「フル・ペイアウト」という具体的な条件が明示されている点でIAS 17号、FAS 13号、SSAP 21号の基準と相違がある。さらに、「リース会計基準」はリースの資産化（売買処理）の判断基準として、所有権の有無により、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに区分しており、他の基準には見られない点である。また、ファイナンス・リースの分類基準については、IAS 17号、FAS 13号は4つの判定基準が並存しているのみであるが、「リース会計基準」では、ファイナンス・リースが、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースとの区分を前提としているため、判定基準自体がその2つのいずれかに該当するものであるかを識別する基準として機能しており、実質的な差異が見られる。ここに、「リース会計基準」では、資産化の範囲を画定する際に、所有権という法的な形式が、経済的実質に優先した形で重要な要因となっていることがわかる⁹⁾。

「リース会計基準」の所有権移転外ファイナンス・リースの判定基準としては、公正評価額基準（90%以上）と、耐用年数基準（75%以上）があり、いずれかに該当しなければならない。FAS 13号の場合ファイナンス・リースの判定基準として、耐用年数基準（75%以上）と、公正評価額基準（90%以上）を定めており、SSAP 21号においては、耐用年数基準は採用せず、公正評価額基準を（90%以上）と定めており、この基準に該当するものをファイナンス・リースとしている。しかしIAS 17号においては、公正評価額基準、耐用年数基準における明確な数値による目安を示していない。

したがって、ファイナンス・リースの判定基準については、「リース会計基準」とFAS 13号は耐用年数基準と公正評価額基準を併用しているが、SSAP 21号では公正評価額基準のみを採用しており、IAS 17号においては目安を示していない点に相違がある¹⁵⁾。

Ⅲ リース取引に係る会計処理

（1）IAS 17号

IAS 17号では、リース取引およびその他の事項は、単なる法的形式ではなく、その実質と財務上の実体に基づいて処理し、貸借対照表に表示することを基本的考え方としている。借手は、リース契約の法的形式上、リース資産の法的な所有権は取得できないが、ファイナンス・リースの場合には、その実質および財務上の実態により、借手がその経済的耐用年数の大部分にわたって当該リース資産を使用する経済上の便益を、資産の公正価値およびそれに関連する金融費用にほぼ等しい金額を、当該権利に対して支払う義務を負うことと引換に取得するとしている¹⁰⁾。したがって、このようなリースが借手の貸借対照表に反映されないならば、企業の経済的資源および債務額は過小表示され、財務比率は歪められる。そこで借手の貸借対照表では、資産および将来のリース料に対する負債を、同一金額で表示し認識される¹¹⁾。

ファイナンス・リースにおける（借手側）が貸借対照表に資産および負債として認識する金額は、リース開始日のリース資産の公正価値、または最低リース料総額の現在価値のどちらか低い金額であり、最低リース料総額の現在価値を算定する場合の割引率は、実際に確定することが可能であるならば、リース上の計算利率であり、確定不可能な場合には、借手の追加借入利率が用いられる。また、リース料は金融費用と負債残高の返済部分ごとに区分し、金融費用は、各期間の負債残高に対して一定の期間利率となるようにリース期間にわたって配分される¹²⁾。

リース資産の減価償却方法は、所有している減価償却資産についての方針と一致していなければならず、認識される減価償却は、国際会計基準第16号「有形固定資産の会計」(International Accounting Standard No.16: Accounting for Property, Plant and Equipment—以下、I A S 16号と略す)、国際会計基準第38号「無形固定資産」(International Accounting Standard No.38: Intangible assets—以下、I A S 38号と略す)で示されている基準に準拠して計算し、借手がリース期間の終了時までに所有権を取得することに合理的確実性がない場合には、当該資産はリース期間、またはその耐用年数のいずれか短い方の期間で全額償却されることになる。オペレーティング・リースに基づくリース料は、リース期間を通じて定額法によって損益計算書上に費用として認識される¹³⁾。

以下、ファイナンス・リース（借手側）の判定基準と会計処理（売買処理）について下記（1）から（3）の前提条件に基づいて考察を行う。

- （1）リース開始日を、平成X1年4月1日（決算日：3月31日）とする、期間5年（解約不能）のリース契約であり、所有権移転条項および割安購入選択権はない。
- （2）借手の見積現金購入価額は48,000千円（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない）であり、リース料は月額1,000千円（リース料総額60,000千円）である。
- （3）リース物件（機械装置）の経済的耐用年数は8年であり、借手の減価償却方法は定額法、借手の追加借入利率は年7%（借手は貸手の計算利率を知り得ない）であり、貸手の見積残存価額はゼロである。

上記（1）から（3）の前提条件により、ファイナンス・リースの判定を行うと、所有権移転条項または割安購入選択権がなく、またその他の所有権移転に係る契約上の条件がないため、ファイナンス・リースに該当しない。ただし、現在価値による判定において、借手の追加借入利率7%を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、下記により現在価値49,202千円は、見積現金購入価額（48,000千円＋90%＝43,200千円）の90%以上（現在価値49,202千円>見積現金購入価額43,200千円）であることが判定され、ファイナンス・リースに該当する。

$$\frac{12,000}{(1+0.07)} + \frac{12,000}{(1+0.07)^2} + \dots + \frac{12,000}{(1+0.07)^5} = 49,202 \text{ 千円}$$

なお、経済的耐用年数による判定では、経済的耐用年数は6年（8年×75%＝6年）となり、リース期間5年よりも1年長くなり、ファイナンス・リースに該当しない。

上記(1)から(3)の前提条件により、ファイナンス・リース(売買処理)に該当する。以下、ファイナンス・リース(売買処理)の借手側の仕訳を示す。

X1年4月1日(リース開始日)の会計処理は、(借方)機械装置48,000千円(貸方)リース債務48,000千円となり、リース料総額の現在価値(49,202千円)より借手の見積現金購入価額(48,000千円)の方が低い額であるため、48,000千円がリース資産およびリース債務の計上価額となる。

また、X2年3月31日(第1回支払日:決算日)の仕訳は、(借方)リース債務8,193千円(借方)支払利息3,807千円(貸方)現金預金12,000千円となり、償却費については、(借方)減価償却費9,600千円(貸方)減価償却累計額9,600千円となる。利息相当額の算定に必要な利子額の計算と、リース債務の返済スケジュールは、[表1]に示すとおりである。[表1]のX1年3月31日の金額の内訳は利息分(48,000千円×7.931%=3,807千円)元本分(12,000千円-3,807千円=8,193千円)と、期末元本(48,000千円-8,193千円=39,807千円)である。減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算(48,000千円×1/5=9,600千円)し、每期同額となる。

$$\frac{12,000}{(1+r)} + \frac{12,000}{(1+r)^2} + \dots + \frac{12,000}{(1+r)^5} = 48,000 \text{ 千円}$$

$$r = 7.931\%$$

[表1]

(単位:千円)

返済日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
X2.3.31	48,000	12,000	8,193	3,807	39,807
X3.3.31	39,807	12,000	8,843	3,157	30,964
X4.3.31	30,964	12,000	9,544	2,456	21,420
X5.3.31	21,420	12,000	10,302	1,698	11,118
X6.3.31	11,118	12,000	11,118	882	—
合計	—	60,000	48,000	12,000	—

また、X6年3月31日(第5回最終回の支払とリース物件の返却)の会計処理は、(借方)リース債務11,118千円(借方)支払利息882千円(貸方)現金預金12,000千円と(借方)減価償却費9,600千円(貸方)減価償却累計額9,600千円となる。また、最終年度におけるリース資産(機械装置)返却の仕訳は、(借方)減価償却累計額48,000千円(貸方)機械装置48,000千円である。

(2) アメリカのFAS 13号

FAS 13号における、キャピタル・リースは、リース資産を賃貸人から取得したものとして取り扱い、負債の発生を認識する。ここに、資産・負債の金額の算定は、リース期間中の最低リース支払料から賃貸人によって支払われるべき管理費用と利益相当額を控除した金額を、リース開始時

点における現在価値に相当する金額とする¹⁴⁾。

ここに、現在価値の計算においては、原則追加借入金利率を使用する。ただし、賃借人が、賃貸人の計算上考慮した利率がわかり、賃借人の計算上の利率より低い場合には、賃借人は、賃貸人の利率を使用する¹⁵⁾。

償却方法については、1. リース期間の終了時点で当該資産の所有権が賃借人に移転すること、2. 当該リースに割安購入選択権があることのいずれかを満たす場合には、自己所有資産と同じ償却方法により行う。ただし、上記1. と2. のいずれも満たさない場合は、償却期間をリース期間とし、リース期間終了時点での賃借人にとっての見積価値まで償却される¹⁶⁾。

オペレーティング・リースの賃借料は、リース期間を通じて債務が確定した時点で費用に計上し、賃借料の支払いが定額でない場合でも、定額として認識される。ただし、その他合理的な基準により便益の時間的配分がより適切になる場合は、その基準を使用することができる¹⁷⁾。

(3) イギリスのSSAP 21号

SSAP 21号では、ファイナンス・リースのリース開始時において資産および負債として計上する金額は、最低リース料総額を当該リースにおいて考慮された利率で割り引いて計算した現在価値であり、賃借人の貸借対照表に資産およびリース料の支払義務として記録される。ここに、計算された現在価値は、資産の公正価値の近似値にほぼ近くなるため、現在価値に代えて公正価値の適用も認められている¹⁸⁾。

リース資産の減価償却方法は、原則としてリース期間と耐用年数の短い方の期間にわたって償却される。しかし、買取選択権付契約の場合には、リース資産は、その耐用年数にわたって償却することになる。また、リース料は、財務費用と将来の支払額に係る負債残高の返済部分ごとに区分され、財務費用総額は、各会計期間の負債残高に対して一定の期間利率になるように、または合理的な概算値になるように、リース期間中の各会計期間に配分される。ここに、リース料は実際の支払額とは関係なく、每期一定額ずつリース期間にわたって費用計上する。ただし、簡便法の適用も認めている¹⁹⁾。

(4) 日本の「リース会計基準」

ファイナンス・リースにおける(借手側)の会計処理については、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに区分して会計処理が示されている。

①所有権移転ファイナンス・リース

実務指針(四1)では、所有権移転ファイナンス・リース(借手側)の会計処理については、当該リース物件の貸手の購入価額等が明らかである場合には、当該価額によりリース資産および負債を計上し、貸手の購入価額等が明らかでない場合には、リース料総額(割安購入選択権がある場合には、その行使価額を含む)を割引率で割り引いた現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額によりリース資産および負債を計上するとしている。

リース料については、リース料総額は利息相当額部分とリース債務の元本返済額部分とに区分計算し、全リース期間にわたる利息相当額の総額は、リース開始時におけるリース料総額とリース資産・負債の計上価額との差額としている。また、利息相当額の各期への配分については、原則とし

て各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法（利息法）によるとし、当該利率はリース料総額（割当購入選択権がある場合は、その行使金額を含む）を年金現価の計算式に従って割り引いた現在価値が、リース開始時におけるリース資産・負債の計上価額と等しくなる利率を使用するとしている。リース資産の償却については、自己の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却額を算定し、この耐用年数は経済的使用可能予測期間としている。

①所有権移転外ファイナンス・リース

所有権移転外ファイナンス・リース（借手側）の会計処理については、所有権移転ファイナンス・リース（借手側）の会計処理とは別に、実務指針（四二）において処理を示している。リース資産の償却については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として減価償却費相当額を算定する。ただし、リース期間終了後の再リース期間をファイナンス・リースの判定においてリース期間に含めている場合は、再リース期間をリース期間の耐用年数に含めるものとしている。また、リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額を残存価額とし、償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から、企業の実態に応じたものを選定するとしている。

リース期間終了時および再リースの処理については、リース期間の終了時において、通常リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、リース物件を貸手に返却する処理を行う。ただし、リース契約に残価保証の取り決めがある場合は、貸手または貸手の指定する第三者に支払った不足額を支払額の確定時にリース資産売却損等として処理し、再リース期間を耐用年数に含めない場合の再リース料は、発生時の費用として処理するとしている。また、中途解約の処理については、リース資産の未償却残高をリース資産除却損等として処理し、貸手に対して中途解約による規定損害金を一時または分割払いで支払う必要が生じた場合は、リース債務未払残高と当該規定損害金の額との差額を支払額の確定時に損益に計上するとしている。

「リース会計基準三 1（2）」では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所定の事項を財務諸表に注記することにより賃貸借処理することができるものとしている。この場合の注記に必要な金額の算定方法は、実務指針四 3 により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に準ずるものとし、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法とする。なお、「重要性の判定基準」に述べる重要性の原則の適用により、リース物件の取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、リース取引開始時に合意されたリース料総額および期末現在における未経過リース料から、これらに含まれている利子相当額の合理的な見積額を控除しない方法による場合は、リース資産とリース債務はリース料総額に基づいて計上することになり、利息相当額に係る金額の算定は不要になる。

また、重要性の一般原則の適用により、ファイナンス・リースについてもリース物件の価額が少額なものについては、資産計上または注記を省略することが認められる。「リース会計基準」では、ファイナンス・リースについて賃貸借処理を行う場合において、リース期間が1年未満のリース取引、および企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりの金額が少額な取引（リース料総額が300万円未満の取引）については、注記を省略することができる（実務指針六 1）。

(5) 資産化（売買処理）に関する比較

ファイナンス・リースの賃借人の会計処理において、リース物件を法的所有権の有無にかかわらず、支払リース料を一定率で割り引き、資産化（売買処理）し、リース債務を負債に計上し、オンバランスとする会計処理は、FAS 13号により実施され、リース会計の基調として世界的に確立された。「リース会計基準」におけるファイナンス・リースの賃借人の会計処理では、諸外国の例にならない、原則として通常の購入取引に係る方法に準じて会計処理することが要求された。しかし、所有権移転外ファイナンス・リースについては、あくまでも例外としてリース物件を資産化せず、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することも認められている。これは、賃借人が貸借対照表に記載されていない資産の利用によって収益を稼得し、損益計算に算入し、リース資産の利用から生じる契約上の負債が、貸借対照表から除外されるリース会計の欠陥を認めている点に諸外国との相違がある²⁰⁾。これは、リース物件を資産化せず賃貸借処理を行った場合でも、注記においてオンバランスに相当する資料を財務諸表に開示することにより、財務諸表の比較可能性を保証することを意図したものであり、リース会計基準の特徴となっている²¹⁾。

「リース会計基準」は、FAS 13号の判定基準のうち、①リース期間の終了時点で当該資産の所有権が賃借人に移転する場合、②当該リースに割安購入選択権がある場合、に該当するものはオンバランスを強制し、また、①リース期間がリース資産の見積経済的耐用年数の75%以上である場合と、②最低リース支払額から賃借人が支払うべき管理費用等の支払額を、控除した金額のリース開始時点における現在価値が、当該資産の公正価格の90%以上になる場合においては、オンバランスを原則としながらも、例外的にオフバランスを認めたものである²²⁾。

また、「リース会計基準」とIAS 17号のファイナンス・リースの判定基準を比較すると、「リース会計基準」においては、所有権移転外ファイナンス・リースについて、売買処理を原則としながらも賃貸借処理が認められているが、IAS 17号においてはそのような規定はなく、借手側は、当該リース資産を固定資産の取得として認識することになる。

上記(1)から(3)の前提条件を「リース会計基準」により判定すると、所有権移転条項、割安購入選択権の有無および、経済的耐用年数による判定では、所有権移転外ファイナンス・リースには該当しないが、現在価値の判定により、所有権移転外ファイナンス・リースの条件を満たすため、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リースに該当し、売買処理を原則としながらも賃貸借処理が認めらる。ここに、上記(1)から(3)の前提条件を「リース会計基準」の所有権移転外ファイナンス・リースについて、賃貸借処理を採用した場合の会計処理を示すと、X1年4月1日（リース開始日）は、「仕訳なし」であり、X2年3月31日（第1回支払日：決算日）の会計処理は、（借方）支払リース料12,000千円（貸方）現金預金12,000千円となる。また、X4年3月31日～X6年3月31日の会計処理は、X2年3月31日と同様な会計処理となる。

IV リース取引に係る開示

(1) IAS CのIAS 17号

IAS 17号（23項）では、借手は、国際会計基準第32号「金融商品：開示および表示」（International Accounting Standards No.32、financial instruments：disclosure and presentation—以下、IAS 32号と略す）の要求事項に加えて、ファイナンス・リースについて以下の事項の開示を行わ

なければならない。

- a. 資産の種類ごとの貸借対照表日現在の帳簿価額
- b. 貸借対照表日現在の最低リース料総額の合計とそれらの現在価値との調整、および貸借対照表日現在の最低リース料総額の合計とそれらの現在価値を下記の各期間について開示しなければならない。
 - i 1年以内 ii 1年超5年以内 iii 5年超
- c. 当期の損益に認識した変動リース料
- d. 貸借対照表日現在の解約不能サブ・リース契約に基づいて受け取ることが期待される将来の最低サブ・リース料総額の合計
- e. 借手の重要なリース契約条件に関する少なくとも以下の事項を含む一般的説明
 - i 変動リース料の算定根拠
 - ii 更新または購入選択権およびエスカレーション条項の有無と条件
 - iii リース契約条件によって課された配当、追加借入および追加リース等に関する制限

また、オペレーティング・リースについては、I A S 32号の要求事項に加えて、以下の事項の開示を行わなければならない。

- a. 解約不能オペレーティング・リース契約における下記の各期間に区別した最低リース料総額の合計
 - i 1年以内 ii 1年超5年以内 iii 5年超
- b. 貸借対照表日現在の解約不能サブ・リース契約に基づいて受け取ることが期待される将来の最低サブ・リース料総額の合計
- c. 当期の損益に認識したリースおよびサブ・リース料（最低リース料総額、変動リース料およびサブ・リース料の金額を区分する）
- d. 借手の重要なリース契約条件に関する少なくとも以下の事項を含む一般的説明
 - i 変動リース料の算定根拠
 - ii 更新または購入選択権およびエスカレーション条項の有無と条件
 - iii リース契約条件によって課された配当、追加借入および追加リース等に関する制限

(2) アメリカのF A S 13号

F A S 13号（16項）では、下記に示す情報を賃借人の財務諸表または脚注で開示しなければならない。

- a. キャピタル・リース取引
 - i その性格または機能について主要分類に区分した上で、各貸借対照表日現在の資産総額。この情報は、自己所有の資産についての同様な情報と合算してもよい
 - ii 最低リース支払額の将来の合計および今後5年間の各年度ごとの金額。この場合、最低リース支払額に含まれた管理費用およびそれに対する利益を含む金額に相当する金額、および純リース支払額を現在価値に計算するに当たり考慮された利息相当額の合計を、別個に控除する形式で表示する。
 - iii 解約不能の転貸リースに基づき将来受け取るべき最低転貸賃料の合計

- iv 各年度において現実に発生した偶発賃借料の合計
- b. 当初のまたは残存する解約不能リース期間が1年を超えるオペレーティング・リースについて下記の事項の開示を行わなければならない。
 - i 将来の最低賃借料支払額の合計金額および今後5年間の各年度ごとの金額
 - ii 解約不能な転貸リースに基づき将来受け取るべき最低賃借料の合計
 - iii 各年度の賃借料（最低賃借料、偶発賃借料、および転貸賃借料は区分して表示する）1ヵ月以下の期間で、かつ更新されなかった賃借料支払額は含める必要はない。
 - iv 賃借人のリース契約における偶発賃借料支払額を決定する基準、更新または購入選択権およびエスカレーション条項の有無とその条件および配当、追加借入金および新規リースなどに関してリース契約により課された制限事項

(3) イギリスのSSAP 21号

SSAP 21号（49・51・52項）では、ファイナンス・リースについて以下の事項の開示を行わなければならない。

- a. 所有する資産の総額および減価償却累計額、および当期に計上された減価償却費は、資産の項目ごとに開示しなければならない。
- b. 債務額は、他の債務および負債と区別して、貸借対照表上または財務諸表の注記において開示しなければならない。
- c. 債務額は、下記の期間に分けて表示する。
 - i 翌年度に支払う額
 - ii 決算日から数えて2年目以降5年目までに支払う額
 - iii 6年目以後に支払う額

オペレーティング・リースについては、以下の事項の開示を行わなければならない²³⁾。

- a. 賃借人は、翌年度に支払う金額を下記の期間分けて表示する。
 - i 翌年度中に終了するリース契約の分
 - ii 2年目以降5年目までに支払う額
 - iii 6年度目以降に終了するリース契約分
 - iv 土地・建物のリース契約の分
 - v 上記以外の賃貸性リース契約の分

(4) 日本の「リース会計基準」

「リース会計基準」(三1)の規定によれば、所有権移転ファイナンス・リースは、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとしている。また、所有権移転外ファイナンス・リースについては、売買取引としてではなく通常の賃貸借取引に係る方法に準じて、会計処理を行うことができる。ただし、売買取引として会計処理した場合とほぼ同等の会計情報を注記の形で開示しなければならない(リース会計基準三2)。

借手側の財務諸表への注記事項は、下記に示すとおりである(リース会計基準三1)。

- ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

- ②未経過リース料期末残高相当額
- ③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額
- ④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

貸手側の財務諸表への注記事項は、下記に示す通りである（リース会計基準三2）。

- ①リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
- ②未経過リース料期末残高
- ③当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息額
- ④利息相当額の算定方法

「リース会計基準」（四1）では、オペレーティング・リースについて、賃貸借取引との認識から、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行い、下記の事項を注記しなければならないとしている。ただし、リース期間の途中で契約を解除することができるオペレーティング・リースを除く。

- ①貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料
- ②貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料

（5）開示に関する比較

「リース会計基準」では、所有権移転外ファイナンス・リースについては、一定の注記を条件に賃貸借取引に準じた処理が認められている。したがって、IAS 17号を適用する場合には、賃貸借処理を採用しているファイナンス・リースについては、売買処理に修正することが必要となる²⁴⁾。

諸外国と「リース会計基準」を比較すると、「リース会計基準」は売買処理を行った場合には、リース料総額期末残高、およびその現在価値との再調整、当期変動リース料、重要なリース契約条件に関する事項は開示されない。また、重要性の原則により、開示の省略や注記に関する会計処理の簡略化を容認する緩和措置がとられている点に相違がある。

V むすび

本稿は、諸外国のリース会計基準と我が国の「リース会計基準」について、ファイナンス・リースにおける賃借人（借手側）の立場から比較・考察を行ったものである。

我が国では、平成5年リース会計基準公表まで、リース取引がたとえ法形式的には賃貸借取引であっても、経済的・実質的には売買であるとみなされるようなリース取引について、賃貸借取引とみなして会計処理が行われてきた。そのため、リース取引の実態を財務諸表に的確に反映されないことが指摘されていた。また、諸外国では、ファイナンス・リース取引については、一定の条件の下で資産計上することを既に規定しており、企業間比較に役立つような情報の提供が行われていた。我が国においても、諸外国と同等の財務情報を開示することが、国際的な調和を図るという観点から要求されていた。したがって、「リース会計基準」は、法的形式でなく経済的実質を反映する立場から、ファイナンス・リースを資産および負債に計上することとし、経済的実質を優先する思考の上に構築されたものである²⁵⁾。しかし、わが国の「リース会計基準」は所有権移転外ファイナンス・リースについて、資産化（売買処理）処理を原則としながらも、賃貸借処理が例外的処理と

して認めている。したがって、個別財務諸表におけるファイナンス・リースにおいては、事実上なおオフバランス扱いの状況が続いている点が指摘されている²⁶⁾。また、リース資産の取得価額の算定基準となる公正評価額・割引現在価値基準については、わが国の実務において公正評価額や割引現在価値を算定することが会計慣行として定着していないため、これを資産化（売買処理）基準として採用することが困難であり、割引現在価値を求める場合に、恣意性が介入する可能性があるとしている。さらに、取得原価主義会計が採用されてきたため、公正評価額または割引現在価値に基づくリース資産評価額を貸借対照表に計上することは、処分可能利益算定目的をそこなうおそれがあると考えられている。現在ファイナンス・リース取引について、一定の条件の下で資産計上することを既に規定している諸外国でも、リース利用企業の資本化回避行動によって資産化（売買処理）基準が形骸化し、ファイナンス・リースとしての属性を有するものがオペレーティング・リースとして処理されており、資産化の範囲の画定が、今後の課題と考えられている²⁷⁾。また、我が国の「リース会計基準」は、経済的実質に基づく会計処理のみを強制することによる実務上の混乱を避けるため、現行実務との調整を図り導入されたものであるため、実態に即したものとして容認されるのか、あるいはオンバランス化へ移行するのが今後の課題と考えられる。

註および参考文献

- 1) 新井清光・北村吉弘 「リース会計と実務」1993年1月15日 税務経理協会 3頁。
- 2) 2001年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: 以下 I A S B と略す) に改組された。
- 3) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards 17 (revised 1997) : Leases (以下、I A S 17 と略す) 1997, paras 5 and 6.
- 4) I A S 17, para.8.
- 5) I A S 17, para.3.
- 6) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.13: Accounting for Leases (以下、F A S 13 と略す)、1976, para.7. 日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 F A S B 財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館、昭和60年、9頁。
- 7) Accounting Standards Committee, Statement of Standard Accounting Practice 21: Accounting for Leases and Hire Purchase Contracts (以下、S S A P 21 と略す)、1984, para.14. 田中 弘・原 光世訳『イギリス会計基準書』中央経済社、平成6年、190頁。
- 8) S S A P 21, para.15 邦訳書、190頁。
- 9) 茅根 聡「リース会計基準をめぐる国際的調和化の意味」『会計』1994年11月号75頁。
- 10) I A S 17, para.12.
- 11) I A S 17, para.14.
- 12) I A S 17, paras.12 and 13.
- 13) I A S 17, para.19 and 25.
- 14) F A S 13, para.10 邦訳書、11-12頁。
- 15) F A S 13, para.7 邦訳書、9-10頁。
- 16) F A S 13, para.11 邦訳書、12頁。
- 17) F A S 13, para.15 邦訳書、14-15頁。

- 18) S S A P 21、para.32 - 33 邦訳書、194頁。
- 19) S S A P 21、para.35 - 37 邦訳書、195頁。
- 20) 北村吉弘「リース取引に係る会計基準」『J I C P A ジャーナル』1993年9月号16頁。
- 21) 菊谷正人『英国会計基準の研究』同文館、昭和63年、73頁
- 22) 醍醐 聡『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、平成11年 325頁。
- 23) S S A P 21、para.56 邦訳書、199頁。
- 24) 朝日監査法人アンダーセン『国際会計基準ガイドブック』中央経済社、平成13年、99頁。
- 25) 醍醐 聡、前掲書、319頁。
- 26) 花堂靖仁「わが国におけるリース会計の現状と課題」『会計』1998年、2月号、68頁。
- 27) 広瀬義州「ファイナンス・リースの会計基準」『企業会計』1993年、9月号、45頁。

(平成14年1月31日 受理)